

新幹線開業おもてなし活動プラスワン事業 対象イベント募集要項

1 目的

2023年春、北陸新幹線が敦賀駅まで開業します。敦賀を訪れる観光客を、敦賀から西へも誘客するため、嶺南全体で魅力のあるイベントを育てていくことが求められています。

嶺南でこれまで開催されてきたイベントにおいて、イベント主催者が、併せてやりたい、あるいはこれまで足りなかったと考える取組みについて、県として効果が高いと認めるものを「プラスワン」の取組みとして、実験的に実施を委託します。そこで実際に誘客に効果が認められた取組みを抽出・分析し、来年度以降、同様のプラスワン事業を嶺南各地で展開するための新たな支援策につなげます。

2 事業の流れ

(1) 嶺南におけるイベント主催者のうち、上記の目的に沿ったもので、かつ以下の内容のいずれかに当てはまる取組みの新たな実施を希望する者から、その取組み内容を募集します。

- ア) 嶺南への誘客を増加させる、または滞在時間を長くさせる取組み
- イ) 嶺南の名産品または新たな目玉商品の魅力を伝える取組み
- ウ) 複数の活動を連携させ、嶺南地域を周遊させる取組み
- エ) その他、嶺南の魅力が向上すると考えられる取組み

※既存イベントの魅力が増すだけでなく、嶺南の食・文化・観光や北陸新幹線などのPRにつながるなど、取組みの効果が波及すること

※既存イベントの単なる拡充ではなく、新しいことにチャレンジすること（スタッフ雇用人数の増、広告回数増、会場借上げ面積の拡大など、単純な拡充のみは対象外）

(2) 応募内容について県が審査を行い、実施する取組みを決定します。選考結果はすべての応募者へ通知します。

(3) 実施が決まったイベント主催者と県が取組み内容を協議の上、県事業として委託契約を締結します。また、実施に当たっては、内容の検討段階から県職員が参画させていただきます。

(4) 取組み終了後、県へ実績報告書を提出します。来場者の伸びや満足度などの結果をもとに、来年度以降同様のプラスワンを嶺南地域で展開します。

3 応募資格

令和2年1月から6月までの嶺南におけるイベント主催者（商店街、事業者（個人・法人）等）で県と委託契約を締結できる者。ただし、そのイベントが次のいずれかに該当する場合は対象から除きます。

- ・公序良俗に反するイベント
- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とするイベント
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が主催するイベント

4 委託対象経費

1 イベント当たり上限50万円とし、イベントにおけるプラスワン実施に要する経費で、次表に掲げるうち県が認めるものを対象とします。

区 分	内 容
賃金	事業実施にかかるスタッフ人件費等
報償費	事業実施にかかる専門家への謝金等
需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料）	事業実施にかかる消耗品費、印刷製本費、修繕料等
役務費（通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料）	事業実施にかかる郵送料、広告料、各種手数料、筆耕翻訳料、保険料等
委託料	事業実施にかかる調査、製造、設置等にかかる委託経費 ※ただし、事前に県の再委託の承認を要する。
使用料および賃借料	事業実施にかかる施設、設備等の借上げ経費
その他経費	その他、県が必要と認める経費

※上記費目でも形として残るものおよび備品購入費は対象外（リースは可）

※修繕料は、飲食物提供のための水回りや電気配線の修繕等、一時的にイベント開催に必要なもののみ対象

5 スケジュール

年 月 日	内 容
令和元年11月末まで	令和2年1月から6月までに開催されるイベントについてのプラスワンの募集
令和元年12月中	選考結果の通知
令和2年1月	県と委託契約締結、事業着手 ※ただし、4月以降に開催のイベントについては、県の令和2年度当初予算議決後の契約および事業着手となる。

イベント終了後	県へ実績報告書および請求書を提出 県から委託料を支払
---------	-------------------------------

6 その他

他の自治体や団体の補助制度の対象範囲との重複は認められません。

また、受託者には、SNS等での嶺南の魅力発信やイベント会場での嶺南PRパンフレットの配布等についてもご協力をお願いします。